

別記

様式第1号（第2条関係）（新）

土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書		
年 月 日		
(宛先) 佐倉市長		
申請人住所 氏名 ⑩		
土地区画整理法第76条第1項の規定により、次のとおり許可を受けたいので、関係図書を添えて申請します。		
場 所	佐倉市 (土地区画整理事業 街区 画地)	
種 別	建築行為 土地形質変更の行為 物件の設置行為 等	
概 要	工 事 の 種 別	新築 改築 増築 移転 大規模の修繕 その他 ()
	構 造	木造 石造 ブロック造 鉄骨造 鉄筋コンクリート造 その他 ()
	階 数	地上 階 地下 階
	用途又は目的	住宅 店舗 工場 倉庫 旅館 浴場 飲食店 事務所 その他 ()
	数 量 又 は 模 式	建築面積 平方メートル 延面積 平方メートル 容 積 立方メートル 重 量 トン
期 間	許可の日から 日以内着工 着工の日から 日以内完了予定	
敷地との関連	自己所有地 借地 保留地 占用許可地 その他	
その他の必要事項		
土地所有者の承諾	住 所 氏 名 ⑩	

別記

様式第1号（第2条関係）（旧）

（表）

土地区画整理事業施行地区内行為許可申請書		年 月 日
(宛先) 佐倉市長		申請人
土地区画整理法第76条第1項の規定により、次のとおり許可を受けたいので、関係図書を添えて申請します。		
場 所		仮換地 番号 街区 画地
種 別	建築行為 土地形質変更の行為 物件の設置行為	
概 要	工 事 の 種 別	新築 改築 増築 移転 大規模の修繕 その他 ()
	構 造	木造 石造 ブロック造 鉄骨造 鉄筋コンクリート造 その他 ()
	階 数	地上 階 地下 階
	用途又は目的	住宅 店舗 工場 倉庫 旅館 浴場 飲食店 事務所 その他 ()
	数 量 又 は 模 式	建築面積 平方メートル 延面積 平方メートル 容 積 立方メートル 重 量 トン
期 間	許可の日から 年 月 日まで (日間)	
敷地との関連	自己所有地 借地 保留地 占用許可地 その他	
その他の必要事項		
土地所有者の承諾	住 所 氏 名	④

(新) (削除)

注 意 事 項

- 1 この許可申請書は、市役所 へ提出してください。
- 2 記載に当たっては、該当事項を○で囲むほか、その他必要事項を記入してください。
- 3 「場所」欄については、仮換地前であるときは、申請行為の場所の従前の町名番地を記入してください。
また、仮換地であるときは、仮換地番号と従前の町名地番を併記してください。
- 4 「その他の必要な事項」欄については、この申請行為に関連して、土地区画整理法以外の法令等に基づき、同時に手続をしている内容等を詳しく記入してください。
- 5 この許可申請書には、次の図面及び書類を必ず添付してください。
位置図……申請場所の位置が容易に確認できる図面であること。
配置図……申請場所の境界線、敷地内における工作物、木石等の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員を記入すること。
平面図……申請行為物件の平面図。ただし、建築以外の行為の場合は、現況と計画を対比できるようにすること。
その他……仮換地前であるときは、申請場所の公図の写し、仮換地であるときは、仮換地図及び重ね図を添付すること。
書 類……申請行為の場所が占用許可地の場合は、占用許可証の写しを添付すること。

(旧)

第 号
年 月 日

土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可（不許可）決定通知書

住 所

氏 名 様

佐倉市長 印

年 月 日付けで申請のあった土地区画整理事業施行地区内における建築行為等について、次のとおり決定したので通知します。

1 許可する。

許可の場所	佐倉市 (土地区画整理事業 街区 画地)
許可の種別	建築行為 土地形質変更の行為 物件の設置行為等
許可の条件	

2 許可しない。

理由

教示

この処分について不服がある場合には、この許可書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この許可書を受けとった日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求の裁決の送達を受けた日の翌日から起算して）6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

土地区画整理事業施行地区内行為許可書

住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった土地区画整理事業施行地区内行為については、土地区画整理法第 7 6 条第 1 項の規定により許可する。

許 可 の 場 所		仮換地 番 号	街区 画地
許 可 の 種 別	建築行為	土地形質変更の行為	物件の設置行為

年 月 日

佐倉市長 印

様式第3号（第3条関係） （新）（削除）

土地区画整理事業施行地区内行為許可書

住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった土地区画整理事業施行地区内行為については、土地区画整理法第76条第3項の規定により下記の条件を附して許可する。

なお、この処分について不服があるときは、市長に対して、この許可書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法による異議申立てをすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して（ただし、異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して）6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となる。）、提起することができる。

許 可 の 場 所		仮換地 番 号	街区 画地
許 可 の 種 別	建築行為	土地形質変更の行為	物件の設置行為

記

許可条件

年 月 日

佐倉市長



様式第4号（第4条関係）（新）（削除）

様式第4号（第3条関係）（旧）

第 号

住 所

氏 名

年 月 日付で申請のあった土地区画整理事業施行地区内行為については、許可しない。

なお、この処分について不服があるときは、市長に対して、この許可書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法による異議申立てをすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して（ただし、異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して）6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となる。）、提起することができる。

許可の場所		仮換地 番 号	街区 画地
許可の種別	建築行為	土地形質変更の行為	物件の設置行為

年 月 日

佐倉市長 _____ 印